

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年2月14日(2013.2.14)

【公開番号】特開2009-291622(P2009-291622A)

【公開日】平成21年12月17日(2009.12.17)

【年通号数】公開・登録公報2009-050

【出願番号】特願2009-137753(P2009-137753)

【国際特許分類】

A 4 7 J 37/06 (2006.01)

A 4 7 J 36/06 (2006.01)

【F I】

A 4 7 J 37/06 3 2 6

A 4 7 J 36/06 G

【手続補正書】

【提出日】平成24年12月21日(2012.12.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

油を受ける窪みを備えた油受けと、該油受けの上にセットされ、中央に開けられた熱流入口を備え、該窪みに向けて放射状に均等に開けられた排出口を備えた焼板と、該焼板に掛ける半球形の蓋とを含む簡便調理器において、

前記油受けは、中央の上側方向へ直径を次第に小さくしながら一体的に延長、上昇し、前記焼板の熱流入口に火炎を案内する排熱口と、

前記油受けの外郭側面に開けられて、前記蓋の内部及び前記焼板の排出口を經由して下降した火炎を外部に排出させる通風口と、

前記排熱口の周囲に開けられて補助火炎を流入させる補助孔と、を含み、

前記蓋は、前記油受けの枠に支持される天井孔を備えた金属ボディと、前記天井孔にバンド装着されるガラスカバーとを含んで構成されることを特徴とする簡便調理器。

【請求項2】

排熱口の周囲に窪みを備えた油受けと、該油受け上にセットされ、該排熱口を經由した炎を流入させる熱流入口を備えた焼板と、該焼板に掛ける半球形の蓋と、前記蓋の天井に組み立てられた反射板を含む簡便調理器において、

前記反射板は、中心が低く放射状に次第に高くなり、ふたたび最外郭に向かって低くなり、該中心から最外郭へ向け渦巻状に均等に配列された谷部と頂部とを含んで構成されることを特徴とする簡便調理器。

【請求項3】

前記蓋は、前記油受けの枠に支持される天井孔を備えた金属ボディと、前記天井孔にバンド装着されるガラスカバーとを含んで構成されることを特徴とする、請求項2に記載の簡便調理器。

【請求項4】

前記ガラスカバーの中央に開けられた上側孔と、

前記反射板の中央に開けられた下側孔と、

前記ガラスカバーの上に被せられ楕円形の孔を備えた補助板と、

前記楕円形の孔に嵌められて装着される楕円形ナットと、

前記下側孔および上側孔を經由して前記楕円形ナットに結合されるボルトとを含んで構成されることを特徴とする請求項 3に記載の簡便調理器。

【請求項 5】

前記蓋の側面に装着され、天井の中心に向かって折り曲がって延長された取手を含んで構成されることを特徴とする、請求項 2 から 4のいずれか 1 項に記載の簡便調理器。

【請求項 6】

前記取手は、前記蓋の側面にリベット装着され、天井の中心へ向けて折り曲げられた固定片と、該固定片に嵌め込まれながらネジ結合され、該蓋の天井の中心へ向けて延長される手掴み部とを含んで構成されることを特徴とする請求項 5に記載の簡便調理器。

【請求項 7】

前記焼板は、前記油受けの窪みに向けて放射状に均等に開けられた排出口を含んで構成されることを特徴とする請求項 2 から 4のいずれか 1 項に記載の簡便調理器。

【請求項 8】

前記油受けの側面に開けられた通風口を含んで構成されることを特徴とする請求項 7に記載の簡便調理器。

【請求項 9】

前記油受けは、前記排熱口の周囲に開けられた補助孔をも含んで構成されることを特徴とする、請求項 2 から 4のいずれか 1 項に記載の簡便調理器。